

復興庁 「新ハンズオン支援事業」 個社支援案件公募要項

1. 事業の背景・目的

東日本大震災から 11 年が経過したものの、被災地域の民間事業者は販路の途絶をはじめとした多くの課題をいまだに抱えており、復興の鍵を握る産業の回復状況は地域や業種により大きく異なっています。

そこで本事業は、被災地域における課題を抱える事業者に対して、課題解決のためのソフト面の支援を行います。

*ハンズオン（hands-on）；現場に出て実地で行う支援活動等

2. 事業の内容

本事業は、被災地域における課題を抱える中小企業等が課題解決のため実施する、①新商品・サービスの開発、②既存商品の高付加価値化、③生産性向上・効率化、④商業施設の開発等の取組について、専門家等を派遣します。

(1) 対象事業者

① 中小企業等

- ・ 支援対象事業を的確に遂行する組織・人員・経済基盤等を有する事業者であること
- ・ 事業を継続的かつ発展的に展開するための具体的な経営ビジョンを有していること

② 実施体制

- ・ 専門家と共に事業に取り組むチームを設置すること
- ・ チームの代表は事業を的確に遂行できる権限及び能力を有していること
- ・ 支援終了後も事業を推進できる体制にあること

(2) 対象事業

① 事業の実施場所

- ・ 支援対象となる事業の実施場所が、原則として岩手県、宮城県は「沿岸部等」、福島県は全域であること
- ※東日本大震災によって特に甚大な被害を蒙った区域で実施される事業を優先する
- ※法人等の所在地は国内である限り場所は問わない

② 事業内容

- ・ 支援後、自己資金で事業を自走し継続できること
- ・ 事業を実行するにあたり、目的、課題、計画が具体的で明確であり、支援による解決が見込めること
- ・ 支援事業が経営ビジョンとの一定の整合性を持つこと
- ・ 一定の持続的効果（収益増、観光客増、雇用者数増、人材教育 等）が見込まれること
- ・ 実施する地域の産業振興施策と整合性がとれていること
- ・ 国もしくは地方公共団体による復興支援に関連する施策を活用・連携して実施されている、若しくはその予定にある事業を優先します

3. 採択後の支援内容

支援案件ごとに専門家を選定し事業者へ派遣します。派遣された専門家は、速やかに事業

者とともに支援計画を作成します。支援計画を事務局及び復興庁が確認した後、専門家が支援計画に基づき、必要な調査や助言指導、実務支援などを行い、事業者とともに課題解決に向けた取組を実施します（支援期間：令和5年（2023年）2月末まで）。

本事業の具体的な支援内容の例は以下のとおりです。

支援分野	専門家・専門機関による支援内容の例	
新商品・サービスの開発	市場調査	市場ニーズ・トレンド把握、競合商品・競合他社のベンチマーク分析 等
	商品開発企画	商品・サービスのコンセプト立案、付加機能やデザイン等の検討・具現化 等
	マーケティング戦略支立案	環境分析評価、セグメンテーション（顧客分類）、ポジショニング、マーケティングミックス立案、広告戦略立案 等
	製品評価支援	ターゲット顧客へのテスト販売・評価分析、品質・安全性・生産性・使用感等の検討、第三者機関分析 等
	販売強化支援・販路開拓	営業ツール作成、販売アライアンス企業開拓、店舗・webの集客強化、営業人材育成、新規販路の開拓、他企業との連携支援 等
既存商品の高付加価値化	顧客満足度向上支援	アフターフォロー対応支援、接客応対力強化支援 等
	顧客ニーズ調査と新規事業分析	ターゲット顧客視点での商品・サービス革新による付加価値向上・コストダウン 等
	顧客情報の活用による固定客比率向上	アフターフォロー対応、データ活用策の提案 等
	独自性・独創性創出支援	既存事業の客観的把握・分析、優位性の維持・深掘り、欠点の改善、知的財産権管理 等
	ブランド力強化支援	既存ブランド強化（現状課題の明確化）、新ブランド開発（市場動向・構造の調査分析）、商品の魅力向上・ブランドストーリーの掘り起しとPR実施 等
効率化・生産性向上	作業・動線・レイアウト改善によるムダ・ミス削減およびコストダウン支援	業務改善指導、生産工程管理 等
	計画的な業務割当による人・時間生産性向上支援	業務内容の整理と人員配置、時間工程の最適化分析、安全衛生管理 等
	業務効率・品質向上支援	優良社員の言動の見える化と社内広報、多能工人材育成、BPO活用、IT化推進 等
商業施設開発	商圈分析調査	購買力分析、出店状況把握、新規出店規模算定 等
	リーシング調査	テナントミックス計画策定、店舗誘致、出店者調整 等

商業施設開発企画調査	基本計画作成（テナント配置計画、基本計画図 建築費概算見積り、収支計画・資金計画素案） 等
商業施設ローコスト設計調査	商業施設建築スペック等分析、基本設計・実施設計等の分析・評価、建築コスト削減提案 等
商業施設運営管理支援業務	テナントマネジメント、プロパティマネジメント実施に係る方針、関係規定類等の策定誘客活動等企画等の指導助言、まちづくり会社設立支援
小売商業・サービス業店舗経営支援	小売店舗等の経営向上、事業計画策定
商品開発・コンセプト開発支援	開発計画・テーマの設定、ニーズの調査・把握

※支援内容は上記に限りません。適宜事務局・専門家にご相談下さい

※本事業の支援対象経費は支援計画で設定する以下の経費です

- ① 専門家等の依頼費用、謝金、交通費、アシスタント経費、企画調査等実費 等
- ② 外部専門機関に委託して実施する調査費用 等
- ③ 試作品の製作費用・展示会の出展費用 等

4. 募集期間

令和4年（2022年）4月11日（月）から令和4年5月13日（金）まで

5. 応募方法

別添様式「支援事業申請書」を作成のうえ、以下の提出先まで提出して下さい。

（応募方法に関する問い合わせ・応募書類提出先）

株式会社船井総合研究所内 「産業復興支援事業」事務局
 担当：伊東・土屋・大石
 TEL 03-6212-2932 平日9:30～18:00
 メールアドレス fukko-sangyo@funaisoken.co.jp

6. 採択

外部有識者により構成される審査委員会において、提出された「支援事業申請書」を審査し、事業者を決定します。

7. その他留意事項

- (1) 提出していただいた応募書類等は、返却しませんので、ご注意ください。
- (2) 本事業で採択された事業者への支援内容について、今後の被災地における復興事業の促進を目的として活用させていただくことがあります。
- (3) 支援対象事業の概要、支援内容および成果については事業者による事業の遂行を妨げない範囲において公表されること、他被災地における復興事業の実施普及のために検討事例として活用されることを前提に応募して下さい。なお、本件事業の公表の取扱いについて

は、支援事業者等と十分に調整を図らせていただきます。

- (4) 支援事業者が事業を実施する場合には、所要の手續や関係機関との調整等を自ら行っていただく必要があります。
- (5) ご不明な点がある場合は、上記問い合わせ先にお問い合わせください。

以上